戸田市上下水道事業包括委託共同企業体協定書（例）

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

（１）　戸田市上下水道事業包括委託（業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、「本業務」と

　　　いう。）の受託

（２）　前号に附帯する業務

（名称）

第２条　当共同企業体は、○○○○共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を○○市○○丁目○○番に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和○○年○○月○○日に成立し、本業務の履行後３か月以内を経過するま

　での間は、解散することができない。

２　本業務を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、本業務

に係る契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地　○○県○○市○○町○○番地

会社名　○○○○○○

所在地　○○県○○市○○町○○番地

会社名　○○○○○○

所在地　○○県○○市○○町○○番地

会社名　○○○○○○

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、○○○○○○を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、本業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名

　義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに委託料の請求、受領及び当

　企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、本業務について発注者と契約内容の

変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

○○○○○○ ○○％

○○○○○○ ○○％

○○○○○○ ○○％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに本業務の履行の

　基本に関する事項、資金管理方法、一部業務の再委託先の決定その他の当企業体の運営に関する

　基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、本業務の適切な履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、本業務の履行及び一部業務の再委託契約その他の業務の実施に伴い当企業

　体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別

口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第１２条　当企業体は、各年度の本業務完了の都度、決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第１３条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金

を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第１４条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する割合により構成員が欠損金を負

担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（本業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第１６条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が本業務の履行を完了す

　る日までは脱退することができない。

２　構成員のうち本業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成

　員が共同連帯して本業務を履行する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退

構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により

分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４ 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生

じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第１６条の２ 当企業体は、構成員のうちいずれかが、本業務途中において重要な義務の不履行その

　他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当

　該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用す

るものとする。

（本業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第１７条　構成員のうちいずれかが本業務途中において破産又は解散した場合においては、第１６

　条第２項から第５項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第１７条の２ 代表者が脱退し若しくは除名された場合、又は代表者としての責務を果たせなくなっ

た場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員

のうちいずれかを代表者とすることができる。

（解散後の瑕疵担保責任）

第１８条　当企業体が解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同

　連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１９条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり、戸田市上下水道事業包括委託共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの

協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

　また、この協定書を別途１通作成し、戸田市に提出するものとする。

○○年○○月○○日

　（代表者構成員）

所在地

商号又は名称　○○○○○○

代表者職氏名　○○○○ 印

　　　　　　　　　　　　（構成員）

所在地

商号又は名称　○○○○○○

代表者職氏名　○○○○ 印

　　　　　　　　　　　　（構成員）

所在地

商号又は名称　○○○○○○

代表者職氏名　○○○○ 印

委　任　状

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

（あて先）

戸田市上下水道事業

戸田市長　菅原　文仁

共同企業体の名称

　　　 所在地

委任者　商号又は名称

(構成員)代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　 所在地

委任者　商号又は名称

(構成員)代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

私は、次の者を代理人と定め、権限を委任します。

所　 在　 地

受　任　者 　商号又は名称

(代表構成員)　代表者職氏名 　 　 　 　　　　　　　　　　　 印

記

　（委任事項）

(件名)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に係る

|  |
| --- |
| 受任者使用印鑑 |
|  |

　１　入札及び見積りに関すること。

　２　契約の締結に関すること。

　３　契約の履行に関すること。

　４　代金の請求及び受領に関すること。

　５　復代理人の専任に関すること。

　６　前各号に付帯する一切のこと。

※作成上の注意事項

　　日付は対象業務に係る共同企業体協定書の締結日以降、記名は代表構成員又は構成員の代表

　者名（代表取締役等の法人を代表する者）、押印（受任者使用印鑑欄除く）は実印（登録印）

　とすること。